

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件（平成三十一年三月十五日法務省告示第六十五号）

最近改正 令和四年五月二十五日法務省告示第九十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号、第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき特定の産業上の分野を定める件を次のように定める。

第一条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）

の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第一条第一項第七号、第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める特定の産業上の分野は、次のとおりとする。

- 一 介護分野
- 二 ビルクリーニング分野
- 三 素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野
- 四 建設分野
- 五 造船・船用工業分野
- 六 自動車整備分野
- 七 航空分野
- 八 宿泊分野

九 農業分野

十 漁業分野

十一 飲食料品製造業分野

十二 外食業分野

第二条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める特定の産業上の分野は、前条第四号及び第五号に掲げる分野とする。

#### 附 則

この告示は、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成三十年法律第百二号）の施行の日（平成三十一年四月一日）から適用する。